

「電力の小売営業に関する指針」の改定にかかる パブリックコメントについて

(趣旨)

「電力の小売営業に関する指針」の改定にかかるパブリックコメントを実施することについて御審議いただく。

主なポイント

本指針は、小売の全面自由化に伴い、関係事業者が電気事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すものとして平成28年1月に制定され、同年7月及び平成29年6月に改定が行われた。

今般、①連系線の利用に関する間接オークションの導入、及び②非化石価値取引市場の創設等に鑑みて、電源表示等に係るルールを整理する必要があることを踏まえ、制度設計専門会合（本年4月23日、5月29日、6月19日、及び7月20日開催）において審議を行い、本指針の改定案を作成した。（改定案については資料3-1、新旧対照表については資料3-2、改定の論点については資料3-3を参照。）

本指針の改定案につき、広く国民の皆様から御意見をいただくため、パブリックコメントを行うことについて御審議いただきたい。

なお、間接オークションの開始時期を踏まえて、改定後の指針は本年10月1日以前の施行を予定している。

＜参考＞「電力の小売営業に関する指針」の改定案の主な内容について

1. 間接オークションの導入に伴う改定項目

① 間接オークションを用いた調達の場合の考え方

小売電気事業者が、連系線を利用して電気を調達するために日本卸電力取引所で電気を取引する場合、当該電気は原則として「卸電力取引所」に区分されることとなる。

しかし、(ア) 売入札側の事業者との間で電源構成等を特定した契約を締結し、かつ、(イ) 日本卸電力取引所において同一の 30 分の時間帯に当該小売電気事業者及び売入札側の事業者が入札し約定した電気の総量が当該契約に基づいて調達されたとする電力量以上であるとの要件を満たす場合には、小売電気事業者は、その調達した電気を当該契約に定められた電源構成等の割合で調達したものとみなして区分しても問題とならないものとする。

② 電源の恣意的な非表示について

上記要件を満たし、連系線を利用して調達した電気につき契約に定められた電源構成等の割合で調達したものとみなして区分することができる場合には、その区分し得る電力量については、電源種別により取扱いを変えることなく一律に、特定された電源構成等の割合を用いて算定し表示するか、全量を「卸電力取引所」に区分して表示すること望ましい行為と位置付ける。

③ 電気の産地の表示について

連系線を利用して特定地域に立地する発電所で発電した電気を調達するため日本卸電力取引所を介して取引を行う場合、当該特定地域産（「〇〇地域産電力」等）であることを表示するための要件については、上記の①の間接オークションを用いた調達の場合の考え方と同様であることを追加する。

また、電気の産地の表示につき、「地産地消」に加えて、特定の地域産である旨を表示する場合も例示に追加するとともに、それに伴う所要の修正を行う。

2. 非化石価値取引市場の創設に伴う改定項目

① FIT 電気に関する注釈について

非化石価値取引市場が創設され、電気事業者は取引所経由で非化石証書を購入できることから、FIT 電気はそれ自体では非化石価値を保有しないことを前提に、需要家の誤認を防止する観点から、(i)電力量に相当する非化石証書を使用しない場合と(ii)使用する場合に分けて、必要な注釈の内容を定める。

また、非化石価値取引市場の創設に伴い、FIT 電気の買取費用は、全需要家が賦課金を通じて負担するのみならず、非化石価値取引市場における非化石証書の売却収入によっても賄われるため、FIT 電気に関する注釈に記載すべき内容を変更する。

② 非化石価値を訴求するために必要な条件の明確化

非化石価値を訴求するためには、非化石証書の購入だけでなくそれを使用したこと（償却（費用化）したこと）が必要であることから、「購入」の語を「使用」の語に変更する。

3. 電源構成表示を行う際の、電源特定メニューの算定の取扱いに関する改定項目（※）本項目については、平成31年度以後の表示に対して適用。

① 電源特定メニュー分の控除（望ましい行為）

小売電気事業者が電源特定メニューにより電気を供給する場合において、電源構成等を開示するときは、電源特定メニュー以外のメニューにより電気を購入する需要家の誤認を防ぐ見地から、電源特定メニューによる販売電力量を控除して算出した電源構成を記載することを望ましい行為と位置付ける。また、控除の算定例を示す。

② 電源特定メニュー分を控除しない場合

小売電気事業者が電源特定メニューにより電気を供給する場合において、電源構成の開示に際して当該電源特定メニューでの販売電力量を控除せずに算定した電源構成を開示する場合には、電源特定メニューによる販売電力量を含んだ電源構成割合であることに関する適切な注釈を付す必要があるものとし、このような注釈を付さないことは、問題となる行為と位置付ける。

上記2.及び3.の改定を踏まえて、電源構成開示の例についても改定する。

4. その他の改定項目

① 特定の電源構成等が供給条件であるかのような表示

調達の計画値又は実績値などの合理的根拠がないにもかかわらず特定の電源構成等が供給条件であるかのような表示をすることは、需要家の誤認を招く可能性があり問題となる行為と位置付ける。

② 技術的修正等

その他、通達の改正等に伴う技術的修正や、平仄の関係での所要の修正を行う。